

職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会の職員（以下「職員」という。）に対する給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 職員の給料は、千葉県その他の同様な職務に従事する職員との均衡を考慮して理事長が別に定める。なお、初任給の基準は、次に掲げる等級、号級とし、基準学歴を上回る学歴を有する者又は基準学歴の資格を取得後に民間企業等に勤務した経験を有する者の初任給については調整することができる。

| | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 大学卒：行政職1級29号給 | 短大卒：行政職1級19号給 | 高校卒：行政職1級9号給 |
|---------------|---------------|--------------|

3 職員の職務は、次に掲げるところにより、給料表に定める職務の級に分類する。

| 職務 | 級 | 職務 | 級 |
|------|------------------|-------------|-----------|
| 事務局長 | 職員の給与に関する条例を準用する | 事務局次長 | 行政職3級又は4級 |
| | | 主任 | 行政職2級又は3級 |
| | | 主事 | 行政職1級又は2級 |
| | | 期限付主事 嘱託 | |

*主任のうち、定年退職者の場合は、再任用職員給料月額を準用する。

- 4** 管理職手当を支給する職及び管理職手当の額は、理事長が別に定める。
5 期末手当及び勤勉手当の支給割合については、理事長が別に定める。
6 臨時職員を雇用する場合は、理事長が別に定める。
7 支給日は、毎月21日（その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

(昇給)

第3条 職員の昇給の取扱いは、事務局長については「職員の給与に関する条例」（昭和22年千葉県条例第50号。以下「条例」という。）を準用し、その他の職員については、理事長が別に定める。

(退職手当)

第4条 職員が退職又は死亡したときは、別に定めるところにより、退職手当を支給する。

(準用)

第5条 職員の給与については、この規程に定めるもののほか、条例による。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日理事会議決）

- 2 平成31年4月1日 一部改定
3 令和7年3月11日 一部改定